

# 日本臨床化学会関東支部会則

設立年月日：平成3年3月9日

## (名 称)

第1条 本支部は、一般社団法人日本臨床化学会（以下法人本会と略す）定款第2条、第33条、細則第54条により日本臨床化学会関東支部（以下支部と略す）と称する。

## (所在地)

第2条 支部の所在地は支部長施設内に置く。

## (目 的)

第3条 支部は、法人本会の掲げる臨床化学およびこれに関連する領域の学術的、実践的進歩・発展の達成を目的として、関東地区における諸事業を行う。

## (事 業)

第4条 支部は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 学術集会および講演会の開催
- (2) 会誌、研究報告等の刊行
- (3) 臨床化学およびこれに関連する領域の研究および調査
- (4) 標準化ならびに精度管理に関する事業
- (5) 教育関連事業
- (6) 研究および調査に対する研究費補助事業
- (7) その他、支部の目的を達成するために必要な事業

2 支部の事業年度は毎年4月1日に始まって3月31日に終わる。

## (会 員)

第5条 支部の会員は、法人本会の会員の者は、関東支部内で業務を行う事業所・企業および事業所・企業に所属する個人、または関東支部内に居住する個人とし、正会員、学生会員、企業会員、名誉会員とする。なお法人本会の会員でない者は関東支部専任会員（以下「支部専任会員」と略す）とする。学生会員は学生でなくなる際には速やかに変更を事務局に申請する。

## (入退会)

第6条

- (1) 入会は関東支部ホームページにある支部会員入会申込用紙に必要事項を記入後、メールで支部事務局に送信する。
- (2) 支部事務局は入会申込書を受信後、速やかに支部運営費振込み用紙を入会申込者に送付する。
- (3) 支部事務局は支部運営費の振込みを確認後、入会申込者に手続きの完了を知らせ、入会日とする。
- (4) 退会は関東支部ホームページにある支部会員退会申込用紙に必要事項を記入後、メールで支部事務局に送信する。支部事務局は退会申込者に手続きの完了を知らせ、退会日とする。
- (5) 退会を希望する支部会員は、定款6条により、基金の拠出者の権利に関する規定に従う。
- (6) 支部会員は支部開催の学術集会、講演会、およびプロジェクトに参加することができる。

## (運営費)

第7条

1. 支部の正会員、支部の企業会員、支部専任会員は支部運営費として年額 2,000円を収める。
2. 支部の学生会員、支部の名誉会員、法人本会の名誉会員、法人本会の有功会員は支部運営費を納めることを要しない。

## (名誉会員)

第8条 支部活動に特に功績のあった支部会員に対して支部総会の議決をもって支部の名誉会員の称号を付与する。

(役員)

第9条 支部役員（以下役員と略す）は、支部長1名、監事2名および支部幹事（以下幹事と略す）により構成する。

2 支部活動を円滑にするため、必要に応じて幹事の中から若干名の支部常任幹事（以下常任幹事と略す）を置くことができる。

(役員を選出)

第10条 支部長並びに監事は、幹事の互選により選出され、支部総会にて多数決による決議を得るものとする。

2 幹事は役員により推薦され、支部役員会の議を経て支部総会で承認を得るものとする。支部長がこれを委嘱する。

3 法人本会総会にて評議員が補充選出されたときおよび他支部より評議員が転入したときは、次の支部総会までの間、支部役員会の議を経て支部総会の承認を得るまで、暫定幹事として支部長がこれを委嘱する。

4 常任幹事は、幹事の中から支部長が委嘱する。

(役員職務)

第11条 支部長は支部を代表し、支部の業務を統括する。幹事は支部長を補佐し、財務、会員・地区統括、集会、学術、分科会活動、編集、広報等の業務を分担する。監事は支部の会務および財産の状況を監査し、支部総会において報告する。

(役員任期)

第12条 支部長並びに監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 幹事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員は就任は原則として4月1日とし、任期は2年後の3月末日までとする。

(役員会・委員会)

第13条 支部役員会は役員で構成し、諸般の支部会務を審議し執り行う。支部役員会は、必要に応じて支部長がこれを招集する。

2 支部の事業運営を円滑に行うため支部長は常任幹事会を必要に応じて招集する。

3 支部長は必要に応じて各種の委員会を設置することができる。

(総会)

第14条 支部総会は毎年1回支部長が招集し、役員を選任、事業計画・報告、収支予算・決算および支部会務に関する重要事項について多数決により議決する。

2 支部長が必要と認めるとき、または監事から請求があったとき、支部長は臨時総会を召集する。

3 総会の議長は原則として支部長とする。

4 総会の議事録を作成し、保管する。

(会計)

第15条 支部の経費は法人本会からの交付金および会員からの支部運営費をもってこれにあてる。会計年度は、4月1日に始まって3月31日に終わる。

(会則の変更)

第16条 この会則の変更は支部役員会および支部総会の議決を経なければならない。

(申し合わせ事項)

第17条 この会則の施行についての申し合わせ事項は支部役員会の議決を経て別に定める。

(付則)

平成3年3月9日制定

平成14年9月28日一部改定

平成18年9月9日改定

平成21年6月20日一部改定

平成23年6月25日一部改定

平成24年6月2日一部改定

平成27年5月30日一部改定

令和3（2021）年6月12日一部改定

令和4（2022）年6月25日改定